

政策会議付議事案書（令和7年10月23日）

提案課名 こども家庭支援課

報告者名 深川 やよい

事案名	妊婦健康診査及び乳幼児健康診査の拡充について	資料 有
目的・必要性	<p>1 妊婦健康診査の公費負担額の引き上げ及び受診券方式の導入 「母子保健法」第13条に定める妊婦健康診査（以下「妊婦健診」という。）については、「望ましい基準」（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）に基づき実施していますが、神奈川県における妊婦健診の公費負担額の平均は全国で最も低く、実態調査からも妊婦に大きな自己負担額が生じていること、また、その交付方法として補助券方式を採用していることから、実施検査項目の把握が困難な状況です。 本市では、現在、妊婦健診に係る公費負担を75,000円としているところですが、妊婦の経済的負担の軽減及び健康管理の充実を図るため、その公費負担額を引き上げるとともに、「望ましい基準」に定める検査項目の実施の把握ができるよう、受診券方式を導入するものです。</p> <p>2 全ての対象児への屈折検査（視覚検査）の実施 同法第12条に定める乳幼児健康診査では、3歳児への視覚検査について、こども家庭庁事務連絡により、全ての対象児への屈折検査の実施が推進されています。 本市では、3歳6か月児健診で、家庭での視力検査及び問診で異常が疑われる子どもに対してのみ屈折検査を実施しています。乳幼児の弱視等は早期発見することで治療が可能です。しかし、片眼性の弱視は、外観や行動に現れにくく、観察のみでは発見しにくいことから、視力検査や問診で見落とされることもあります。そのため、検出が有用であるとされている屈折検査を、令和8年度から全ての対象児に実施するものです。</p>	
経過・検討結果	<p>1 妊婦健診について 令和6年度 令和6年度妊婦健康診査検討会（全3回）で公費負担の在り方及び受診券方式の導入を県と市町村で協議 令和7年4月 県健康増進課長通知「妊婦健康診査の公費負担の状況及び交付方法の見直しについて」により、市町村母子保健主管課及び市町村財政担当課に、令和8年度からの公費負担額の充実と受診券化の実現に向けた推進について依頼 6月 令和7年度妊婦健康診査検討会（全3回予定）で協議 6月の第1回、8月の第2回検討会で各市町村の進捗状況等を確認し、県内全市町村において、段階的な引き上げも含めて公費負担増額の方向を確認 8月 市と平塚保健福祉事務所秦野センター共同で近隣産科医療機関へ健診費用の調査</p> <p>2 乳幼児健康診査について 令和7年3月 こども家庭庁事務連絡「3歳児健康診査における視覚検査の実施状況等について（情報提供）」で、対象児への悉皆の屈折検査実施の推進について通知 7月 乳幼児精密健康診査結果報告会で、健診に従事する小児科医師へ屈折検査全数実施について説明</p>	

す決 る定 事等 項を 要	<p>1 妊婦健診の公費負担額の上限額について、1人当たり75,000円から111,000円に増額（36,000円の増額）するとともに、交付方法を受診券方式にすること。</p> <p>2 3歳6か月児健診における視覚検査で、屈折検査を全ての対象児に実施すること。</p>
今後 の取扱い	<p>1 妊婦健診について 令和7年10月 妊婦健診委託に関する覚書について、神奈川県都市衛生行政協議会、神奈川県町村保健衛生連絡協議会及び神奈川県産科婦人科医会の協議 令和8年4月 妊婦健診委託について県産科婦人科医会と契約締結 妊婦健診の公費負担額を増額</p> <p>2 乳幼児健康診査について 令和8年4月 屈折検査機器の購入 3歳6か月児健診で屈折検査の全数実施を開始</p>

妊婦健康診査の公費負担の拡充について

資料1

1 公費負担の状況における課題

健診費用額(全国平均) 124,585円 (検査項目・費用負担に関する調査から試算)

公費負担額(全国平均) 108,481円

(県内平均) 86,575円 (R7.4時点) ※県内平均は全国平均を大きく下回り全国最下位

(秦野市) 75,000円 5万円近い自己負担額



県内統一助成額
111,000円を目指す

2 近隣医療機関の状況

近隣医療機関	健診費用	平均費用	本市市民の分娩取扱い数の割合
アクアベルクリニック	123,000	110,838円	46.5%
やはたウィメンズクリニック	137,000		8.2%
おおたレディースクリニック	94,000		7.9%
伊勢原協同病院	92,920		7.7%
平塚市民病院	107,270		2.1%

※分娩取扱い数の割合は、令和6年度に提出された出生連絡票による。

3 県内他市の公費負担の状況

すでに基準額を満たしている	3市	横浜市(132千円)、川崎市(135千円)、相模原市(115千円)
令和8年4月に基準額を目指す	10市	横須賀市(95千円)、小田原市(75千円)、茅ヶ崎市(64千円)、三浦市(75千円)、厚木市(110千円)、大和市(83千円)、伊勢原市(78千円)、座間市(62千円)、南足柄市(75千円)、綾瀬市(68千円)
令和8年度中に基準額を目指す	2市	藤沢市(85千円)、逗子市(77千円)
令和9年度以降に基準額を目指す	1市	平塚市(100千円)
今後検討予定	2市	鎌倉市(107千円)、海老名市(85千円)

4 公費負担額増額にかかる費用

令和7年度予算 630人 × 75,000円 = 47,250,000円 → 630人 × 111,000円 = 69,930,000円

年間 22,680,000円 の増額

妊婦健康診査については、「望ましい基準」に定められる全検査項目について公費で負担することができるよう、地方交付税措置が講じられている。

妊婦健康診査の公費負担の拡充について

資料2

現在の「妊婦健康診査費用補助券」

10,000円 + 5,000円 = 計 75,000円
(1回) (13回) (14回)

「望ましい基準」で定められている検査項目が実施されたか確認ができない

秦野市 妊婦健康診査費用補助券		(2)	
(健診費用総額から 5,000 円が差し引かれます。)			
有効期限：交付の日から分娩の日まで		市町村送付用	
太枠内は、妊婦が記入又は番号を○で かこみ、病院、診療所等の窓口へ提出 してください。		母子健康手帳No.	
		母の受診番号	
ふりがな 妊婦氏名			生年月日 年 月 日 歳
住 所	秦野市 (秦野市外に住民票を移された日以降は、ご利用いただけません。) 電話 ()		
分 娩 予定日	年 月 日	妊娠 週数	週 1 初産 2 経産(第 子)
※この補助券の情報は、秦野市の保健指導に使用させていただきます。			
実施医療機関記入欄 <ul style="list-style-type: none"> ◎今回実施した検査(実施した項目をチェックしてください) <input type="checkbox"/> 基本診察 <input type="checkbox"/> 尿検査 <input type="checkbox"/> 血液検査 <input type="checkbox"/> 肝炎検査 <input type="checkbox"/> HTLV-1 <input type="checkbox"/> 性器クラミジア <input type="checkbox"/> その他() ◎今回の健診で市町村の保健指導を要する事項(どちらかチェックしてください) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> 指導事項を記載 () </div> 			
実施年月日	年	月	日
医療機関の名称 所在地・医師の氏名			

新たに「妊婦健康診査受診券」

基本健診+初期血液検査+その他検査用(1回)
基本健診+血液検査+その他検査用(2回)
基本健診+その他検査用(11回)

111,000円(14回分)

- ◆検査ごとの券種とし、券種に適した検査項目を全て記載
 - ◆券種ごとに、引き上げ後の助成上限額を設定
(上限額を超えた費用は、これまでと同様に自己負担)

「望ましい基準」で定められている検査項目を実施しているか確認できる

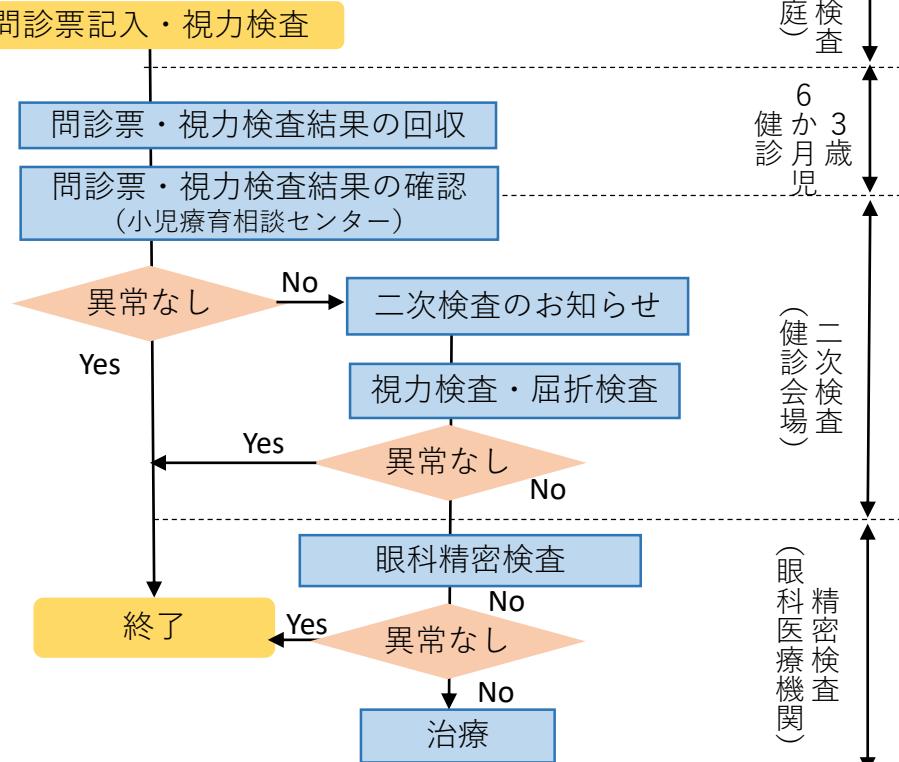
【妊婦に対する健康診査についての望ましい基準】

妊婦健康診査の実施時期	妊娠初期 (～23週) 4週間に1回				妊娠中期 (24週～35週) 2週間に1回				妊娠後期 (36週～) 1週間に1回					
	8 11	12 15	16 19	20 23	24 25	26 27	28 29	30 31	32 33	34 35	36	37	38	39
検査の項目	妊娠週数													
体重測定、血圧、尿検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
血液型等の検査(ABO血液型、Rh血液型、不規則抗体)、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、HIV抗体検査、梅毒血清反応検査、風疹ウイルス抗体検査	○													
血糖	○				●					●				
血算	○				●				●	●			●	
HTLV-1抗体検査	●						●			●				
子宮頸がん検診	○													
性器クラジミア検査	●						●			●				
B群溶血性レンサ球菌(GBS)検査											●			
超音波検査	●				●	●				●	●			

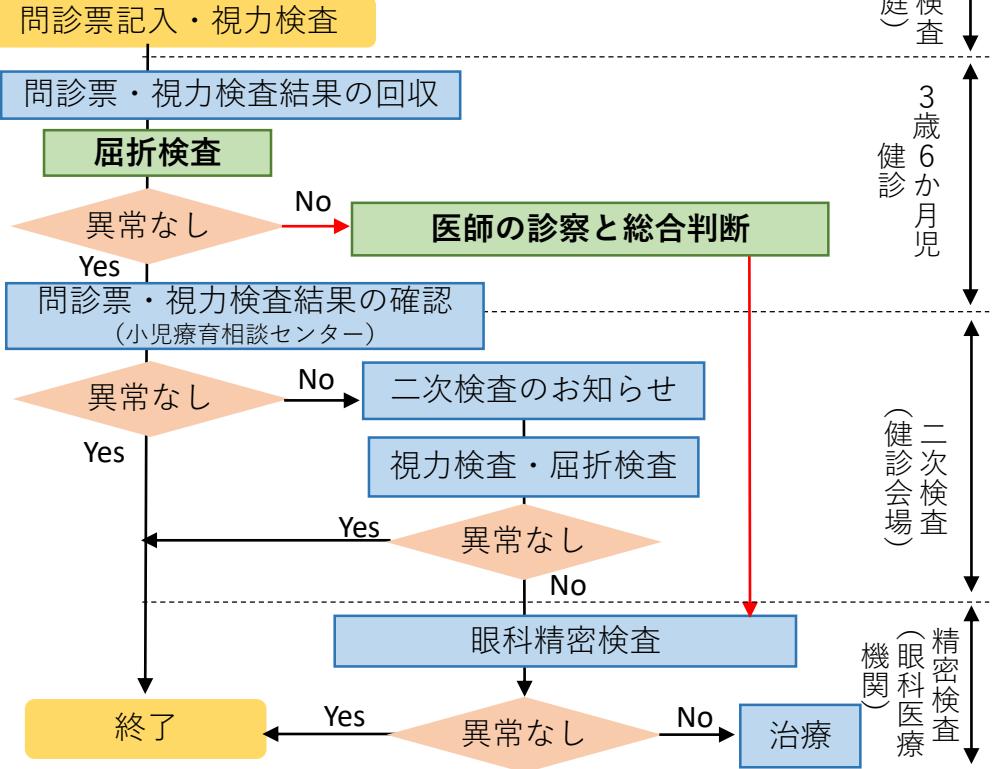
乳幼児健康診査の拡充について

資料3

1 現在の流れ(屈折検査を行わない場合)



2 導入後の流れ(屈折検査を行う場合)



3 県内他市の実施状況

すでに受診者全員に実施している	17市	川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市
視力不良や検査不能の場合に実施している	2市	横浜市、秦野市

4 屈折検査の実施にかかる費用

年間 2,106千円 の増額 (内訳: 屈折検査機器備品購入費 1,696,420円、屈折検査機器保守 121,000円、看護師報償費 288,000円)
屈折検査機器に係る経費は、母子保健衛生費国庫補助金(母子保健対策強化事業)(国1/2)の対象

健第 1097 号
令和 7 年 4 月 24 日

各市町村母子保健主管課長 様

神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課長
(公 印 省 略)

妊婦健康診査の公費負担の状況及び交付方法の見直しについて（依頼）

本県の母子保健事業の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

近年、妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性、必要性が高まっている中、令和 7 年 4 月 15 日付でこども家庭庁が「妊婦健康診査の公費負担の状況に係る調査結果について」を公表し、令和 6 年 4 月時点の都道府県別の公費負担額（平均）と併せて、市町村別の公費負担額についても初めて公表しました。（別添 1 参照）

本県の妊婦健康診査公費負担額の平均は全国で最も低く、実態調査からも妊婦に大きな自己負担額が生じていること、また、その交付方法として補助券方式を採用していることから実施検査項目の把握が困難な状況となっています。

そこで、令和 6 年度に「妊婦健康診査検討会」を開催し、県、市町村母子保健所管課、県産科婦人科医会等の間で、妊婦健康診査の公費負担額のあり方や受診券方式への切り替えに向けた課題について検討し、「県内共通受診券案」（別添 3 参照：公費負担額計 111,000 円以上を想定）を示したところです。

妊婦健康診査については、「望ましい基準」に定められる全検査項目について公費で負担することができるよう、その経費について地方交付税措置が講じられていることを踏まえ、各市町村におかれましては、令和 8 年度からの公費負担額の充実及び受診券化の実現に向けた管内関係機関との調整などの取組を着実に推進いただけますようよろしくお願ひいたします。

県内市町村が時期を合わせて取り組むことが、妊婦の皆様の健康管理の充実や経済的負担の軽減等に繋がりますので、ご理解の程、何卒よろしくお願ひいたします。

なお、併せて財政担当課長あての依頼文を送付しますので、担当課への送付についてもご配慮の程お願ひいたします。

問合せ先

母子保健グループ 惣田、重松

電 話 045-210-1111 内線 4787

電子メール kenzou-hoken@pref.kanagawa.lg.jp

(参考)

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準
(平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)

第1 妊婦健康診査の実施時期及び回数等

- 市町村は、次のイからハまでに掲げる妊娠週数の区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる頻度で妊婦に対する健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）を行い、妊婦一人につき、出産までに14回程度行うものとする。
 - 妊娠初期から妊娠23週まで おおむね4週間に1回
 - 妊娠24週から妊娠35週まで おおむね2週間に1回
 - 妊娠36週から出産まで おおむね1週間に1回
- 市町村は、妊婦一人につき14回程度の妊婦健康診査の実施に要する費用を負担するものとする。

第2 妊婦健康診査の内容等

- 市町村は、各回の妊婦健康診査においては、次に掲げる事項について実施するものとする。
 - 問診、診察等 妊娠週数に応じた問診、診察等により、健康状態を把握するものとすること。
 - 検査 子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿（糖及び蛋白）、体重等の検査を行うものとする。なお、初回の妊婦健康診査においては、身長の検査を行うものとすること。
 - 保健指導 妊娠中の食事や生活上の注意事項等について具体的な指導を行うとともに、妊婦の精神的な健康の保持に留意し、妊娠、出産及び育児に対する不安や悩みの解消が図られるようするものとすること。
- 市町村は、1に掲げるもののほか、必要に応じた医学的検査を妊娠期間中の適切な時期に実施するものとする。医学的検査については、次の表の左欄に掲げる検査の項目の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる妊娠週数及び回数を目安として行うものとする。

検査の項目	妊娠週数及び回数の目安
血液型等の検査（A B O 血液型、Rh 血液型及び不規則抗体に係るもの）	妊娠初期に1回
B型肝炎抗原検査	
C型肝炎抗体検査	
HIV抗体検査	
梅毒血清反応検査	
風疹ウイルス抗体検査	
血糖検査	妊娠初期に1回及び妊娠24週から妊娠35週までの間に1回
血算検査	妊娠初期に1回、妊娠24週から妊娠35週までの間に1回及び妊娠36週から出産までの間に1回
HTLV-1抗体検査	妊娠初期から妊娠30週までの間に1回
子宮頸がん検診（細胞診）	妊娠初期に1回
超音波検査	妊娠初期から妊娠23週までの間に2回、妊娠24週から妊娠35週までの間に1回及び妊娠36週から出産までの間に1回
性器クラミジア検査	妊娠初期から妊娠30週までの間に1回
B群溶血性レンサ球菌（GBS）検査	妊娠33週から妊娠37週までの間に1回

第3 市町村の責務

- 市町村は、妊婦健康診査の受診の重要性について、妊婦等に対する周知・広報に努めるものとする。
- 市町村は、里帰り先等において妊婦健康診査を受診する妊婦の経済的負担の軽減を図るため、妊婦の居住地以外の病院、診療所又は助産所と事前に契約を行う等の配慮をするよう努めるものとする。
- 市町村は、妊婦健康診査を実施する医療機関等と連携体制を構築し、養育支援を必要とする妊婦に対し、適切な支援を提供するよう努めるものとする。

事務連絡
令和 7 年 3 月 12 日

各 都道府県
市区町村 母子保健主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

3歳児健康診査における視覚検査の実施状況等について（情報提供）

日頃より、母子保健行政の推進につきましては、格段の御配慮を賜り深く感謝申し上げます。

さて、令和 6 年 7 月 12 日付け事務連絡に基づく 3 歳児健康診査における視覚検査の実施状況等調査にご協力をいただきありがとうございました。

今般、別添のとおり、調査結果をとりまとめましたので情報提供いたします。

当該検査の実施等に当たっては、「3 歳児健診の視覚検査に関する体制整備について」（令和 4 年 2 月 28 日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）において、関係団体等と連携の上、地域の実情に応じた視覚検査の体制を整備いただくよう、御協力をお願いしているところです。しかし、今回調査した全国 1,739 市区町村のうち、対象児に悉皆の屈折検査を実施している市区町村は、1,509 市区町村（86.8%）でした。屈折検査の実施体制が整備できていない市区町村におかれましては、令和 4 年度より、市区町村が屈折検査機器等の整備を行う際に活用可能な補助事業（母子保健対策強化事業）を創設しておりますので、ご活用いただき、体制整備のほどお願いいたします。

また、「3 歳児健診における視覚検査について（情報提供）」（令和 5 年 5 月 25 日付けこども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）においては、手引書、事例集及びリーフレットなども情報提供しておりますので、都道府県と市区町村の連携、受検状況等の把握・集計、精度管理、医療機関等の関係機関との連携等について、より一層の推進に努めていただくようお願いします。

○別添

- ・(令和5年度) 3歳児健康診査における視覚検査の実施状況等について
- ・(参考)「3歳児健診における視覚検査について(情報提供)」(令和5年5月25日付けこども家庭庁成育局母子保健課事務連絡)
- ・(参考)「3歳児健診の視覚検査に関する体制整備について」(令和4年2月28日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡)